

I 住まいの耐震化をおすすめします！

(1) 山口県でも地震は起こる

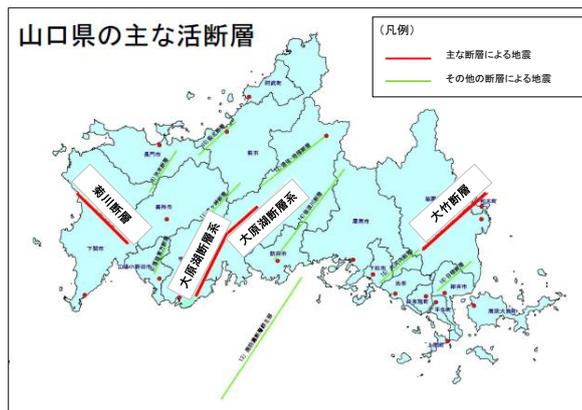
近年、国内各地で大きな地震が発生しており、住宅の倒壊による人命被害が多く伝えられています。今後、いつ起こるかわからない地震に対して、事前に対策を講じておくことが大切です。

◆ 活断層による地震

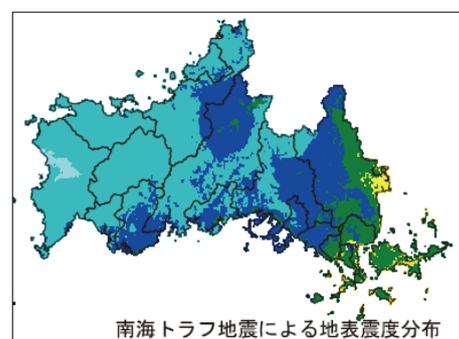
県内には多くの活断層が存在していますが、山口県防災会議大規模災害対策検討委員会では、大竹断層、菊川断層、大原湖断層系については、最大震度7クラスの地震を起こす可能性があるとして指摘しています。

◆ 南海トラフによる地震

南海トラフ地震は、今後30年以内に発生する確率が70%~80%と言われており、山口県地震・津波防災対策検討委員会では、南海トラフ地震が発生した場合、県内東部を中心に大きく揺れることが予想されています。



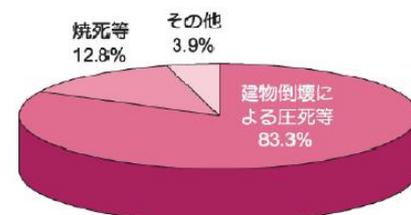
(出典：山口県地震被害想定調査報告書)



(2) 過去の大地震に学びましょう！

◆ 地震による死亡原因の8割以上が住宅の倒壊

兵庫県南部地震による阪神・淡路大震災では、多くの被害が生じ、亡くなられた方の8割以上が建物の倒壊による圧死等が原因でした。

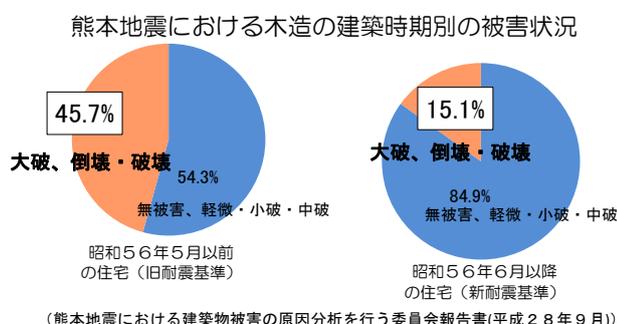


阪神・淡路大震災による犠牲者の死因
(「神戸市内における検死統計」/兵庫県監察医)

◆ 古い耐震基準で建築された木造住宅の倒壊

熊本地震では、建築物に多くの被害が生じ、倒壊した住宅の多くは、昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅でした。

※現行の建築基準法令における耐震基準は、昭和56年6月に導入されました。



耐震診断は住宅の健康診断です。昭和56年以前に建てられた住宅は、耐震診断を受けて耐震性を確認しましょう！

Ⅱ

住まいの耐震化の進め方

(1) 耐震診断を行う

まずは、ご自宅の地震に対する強さを確認しましょう！

◆ ご自分で簡単な診断を行う場合

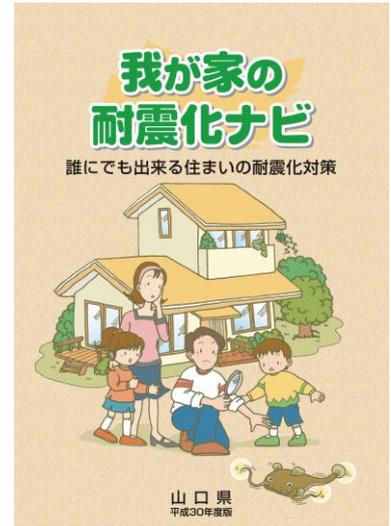
県で発行しているリーフレット「我が家の耐震化ナビ」を使って簡易的な耐震診断を行ってみましょう。

(リーフレットは県住宅課ホームページで見ることができます。)

◆ 専門家による耐震診断

建築士事務所や工務店などに所属する建築士に、耐震診断を依頼しましょう。

※各市町が実施する支援制度をご活用ください。



リーフレット

(2) 耐震改修工事を行う

耐震診断の結果、倒壊する可能性があるとして判定された場合は、耐震改修を進めましょう。

◆ 補強計画を立てる

耐震診断の結果を基に、建築士に必要な耐震性能を満たした補強計画の作成を依頼しましょう。

補強計画を立てる時には、建築士に要望をはっきりと伝えましょう。(開口部を残したい、工事期間中に一時的な引っ越しをしたくないなど)

◆ 耐震改修工事を実施する

補強計画を基に、工務店等に見積書の作成を依頼します。耐震改修工事の内容を理解し、工事金額の見積もりを確認したうえで契約しましょう。

(2社以上の見積もり比較をされることをお勧めします。)

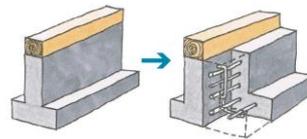
※各市町が実施する支援制度をご活用ください。

◆ リフォームにあわせた耐震改修

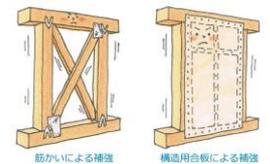
リフォームの際には、内外装や設備機器の更新による「きれいで快適な住まい」だけではなく、あわせて耐震改修を行うことにより「丈夫で安全な住まい」にすることを検討しましょう。耐震改修とリフォームを一度に行えば、それぞれ単独で行うより、壁や床をはがす手間や元に戻す費用を節約できるため、お得です！

○ こんな改修で地震に安心

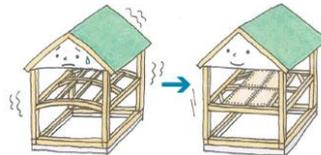
①基礎を丈夫にする



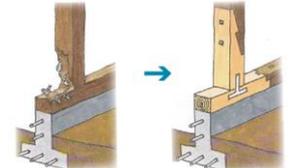
②耐力壁を増強する



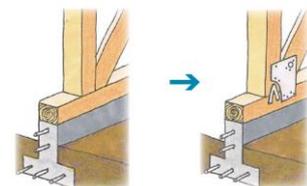
③床を補強する



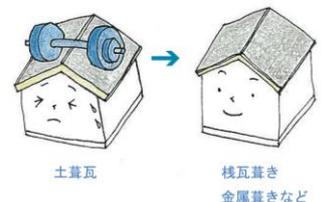
④新しい部材に交換する



⑤金物を補強する



⑥屋根を軽くする



それぞれの住宅に適した改修方法がありますので、専門家の診断を受けてから、耐震改修を行うようにしてください。

Ⅲ

日常からできる地震に備えた住まい方

(1) 定期的に住まいの点検を行い、早めの手入れを習慣に！

- 屋根：瓦のずれやひびわれ、トタンの錆などは雨漏りの原因となり、骨組みの腐食につながる
- 外壁：破損があると雨水が侵入し内部が腐食
- 内壁：水浸み、亀裂、カビがないか
- 床：傾斜、過度の震動、床鳴りがないか
- 床下：基礎の亀裂や部材に腐朽、白蟻による被害がないか



(2) 地震に備えて家の中を安全に！

- 家の中の逃げ場として、大きな家具などのない安全な場所をつくる
- 寝室や子供部屋、高齢者の方のいる部屋には大きな家具を置かない
- 家具は倒れないよう固定し、出入口、通路には物を置かない
- 窓や食器棚などのガラスに飛散防止フィルムを貼る



(3) 家具の固定について

- 家具を壁や柱に固定する
- 2段重ねの家具は平行金具で連結する
- 観音開きの扉には止め金具をつける
- カーペットや畳の上などに家具を置くときには、下に板を敷き安定させる
- 家電製品（レンジ、エアコン）やピアノも固定する



(4) 既存住宅性能表示制度の活用を

リフォームにあわせた耐震改修を行う前に当制度を利用して、リフォーム事業者以外の第三者に住まいの傷み具合を検査してもらえば、安心・適切なリフォームが可能になります。また、リフォーム工事後の状況や耐震性などの性能を確認する上でも有効です。

また、制度を活用した住宅は、万一、リフォーム業者とのトラブルが発生した場合でも、専門の紛争処理機関が円滑、迅速で専門的な紛争処理を行ってくれます。

※既存住宅性能表示制度とは

住宅の品質確保の促進等に関する法律（住宅品質確保法）に規定された制度であり、既存住宅の売買、リフォーム、維持管理等に際して、消費者の判断の目安となる情報が提供されるよう、既存住宅の現況・性能に関して専門家が客観的な検査・評価を行う。

住宅も人間の体と一緒にです。定期的な健康診断と適正な維持管理が、丈夫な住まいを保ちます。

IV

耐震診断・耐震改修を行う場合は

(1) 耐震診断・耐震改修に対する支援制度の活用

県では、住宅の耐震化を推進するため、市町と協力して支援制度を実施しています。

暮らしの安全・安心のため、是非ご活用ください。（詳しくは、各市町の窓口までお問合せください。）

【対象となる住宅】

- 一戸建て木造住宅（プレハブ住宅、丸太組工法は対象外）
- 昭和56年5月31日以前に着工したもの
- 持家（ご自宅）

耐震診断

無料

各市町の窓口へ耐震診断を申し込むだけで、市町から診断員を派遣し耐震診断を行います。
※山口市は、診断員の派遣は行っていませんが、耐震診断費用に対する補助制度があります。

耐震改修

補助限度額 60万円~100万円
※耐震改修工事費の80%が上限

耐震改修に要する費用の一部を補助します。
※耐震性能を有していない住宅が対象
※市町により補助限度額が異なります。

(2) 耐震診断・耐震改修を専門家に依頼する場合

県や（一社）山口県建築士会が開催した「木造住宅の耐震診断・耐震改修技術講習会」の受講修了者の中から、登録を希望された技術者の方々を名簿にまとめています。各市町の技術者が閲覧できますので、耐震診断・耐震改修を依頼する際の参考にしてみてください。

（県住宅課のホームページでも見ることができます。）

(3) 相談窓口

◆ 耐震改修に関するご相談は…

〔各市町の窓口〕

| | 窓口 | 連絡先（TEL） |
|--------|------------------|---------------------|
| 下関市 | 住宅政策課 | 083-231-1941 |
| 宇部市 | 住宅政策課 | 0836-34-8252 |
| 山口市 | 開発指導課 | 083-934-2847 |
| 萩市 | 建築課 | 0838-25-3693 |
| 防府市 | 開発建築指導課 建築指導室 | 0835-25-2449 |
| 下松市 | 住宅建築課 | 0833-45-1851 |
| 岩国市 | 建築住宅課 | 0827-29-5138 |
| 光市 | 建築住宅課 | 0833-72-1549 |
| 長門市 | 建築住宅課 | 0837-23-1186 |
| 柳井市 | 都市計画・建築課 | 0820-22-2111（内線236） |
| 美祢市 | 建設課 | 0837-52-1116 |
| 周南市 | 住宅課 | 0834-22-8334 |
| 山陽小野田市 | 建築住宅課 | 0836-82-1167 |
| 周防大島町 | 総務課 | 0820-74-1000 |
| 和木町 | 都市建設課 | 0827-52-2197 |
| 上関町 | 土木建築課 | 0820-62-0315 |
| 田布施町 | 建設課 | 0820-52-5807 |
| 平生町 | 建設課 | 0820-56-7118 |
| 阿武町 | 土木建築課 | 08388-2-3112 |

◆ 建築士事務所が行う設計・工事監理に関する相談

（一社）山口県建築士事務所協会 TEL:083-925-6701

◆ その他問い合わせ

県住宅課民間住宅支援班 TEL:083-933-3883